

海外旅行保険 歯科治療費用補償プラン

旅行目的：留学

保険期間6か月～1年用

旅行出発日2017年10月1日以降用

2017年10月改定版



保険期間が6か月から1年までで、旅行の目的が留学の場合に加入できます。

当チラシは海外旅行保険に歯科治療費用補償特約をセットしたタイプの保険料表になります。当特約以外の補償内容の概要や、ご契約の際は「海外旅行保険留学・ワーキングホリデー・駐在員プランパンフレット」をご確認ください。

不慣れな海外で歯痛に悩まされるのは辛いもの。ジェイアイでは安心して海外留學生活を送るために、歯の治療を受けた場合の費用の一部を補償する歯科治療費用補償特約セット留學生プランをご用意しました。



タイプご選択・ご契約にあたってのご注意

- ①ご契約の際は、海外旅行保険「留学・ワーキングホリデー・駐在員プランパンフレット」の「海外旅行保険の概要」もあわせてご覧ください。
- ②保険始期日(旅行出発日)時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めします。
- ③被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約(他の傷害保険の詳細は申込書にてご確認ください)等との合算でそれぞれ3,000万円(被保険者本人の旅行目的が留学の場合)までとなります。
 - 保険始期日(旅行出発日)時点で15歳未満の場合。
 - 保険始期日(旅行出発日)時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なる契約)。
- ④保険始期日(旅行出発日)時点で75歳以上の方は、傷害死亡1,000万円、傷害後遺障害1,000万円、疾病死亡500万円が上限となります。該当される方は別途お申出ください。
- ⑤被保険者(旅行者)の保険始期日(旅行出発日)時点での年齢別の保険料となっております。
- ⑥海外旅行中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始した場合に歯科治療費用保険金をお支払いします。
- ⑦被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な歯科医師の診療費関係(診察費・処置費等)および保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用の50%をお支払いします。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内の支払いの限度とします。また、歯科治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。
- ⑧日本国内で歯科治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。
- ⑨歯科医師による歯科治療のうち、予防接種、矯正治療(歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせ等の矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療を含みます。)、歯科治療を伴わない検査費用はお支払い対象とはなりません。
- ⑩歯科治療費用についてはキャッシュレス・メディカルサービスがご利用になれません。お客様に一度お立替えいただいた後、弊社まで保険金をご請求ください。ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間(保険のご契約期間)は旅行出発日を含めて数えます。「1月3日～7月2日」までの保険期間は「6か月」、「1月3日～7月3日」までの保険期間は「7か月まで」となります。

歯科治療費用補償プラン

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

69歳以下^(※2)用プラン

15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、129、130タイプをご選択ください。

ご契約タイプ		126	127	128	129	130
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限 ^{※1}	無制限 ^{※1}	無制限 ^{※1}	無制限 ^{※1}	無制限 ^{※1}
	個人賠償責任 (長期契約用)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	生活用動産 (長期契約用)	80万円	70万円	60万円	50万円	40万円
	歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
保険期間保険のご契約期間／合計保険料	6か月	153,780円	141,130円	132,120円	122,860円	113,350円
	7か月まで	180,310円	165,540円	155,040円	144,260円	133,210円
	8か月まで	208,490円	191,570円	179,560円	167,250円	154,640円
	9か月まで	236,050円	216,970円	203,460円	189,620円	175,440円
	10か月まで	263,560円	242,300円	227,270円	211,870円	196,100円
	11か月まで	290,800円	267,450円	250,950円	234,050円	216,760円
	1年まで	318,400円	292,900円	274,890円	256,460円	237,610円



- ※1 無制限：治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救援費用を終身補償するものではありません。
- ※2 保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です。



1. 「個人賠償責任(長期契約用)」・「生活用動産(長期契約用)」の自己負担額は0円です。
2. お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
3. ご契約の際は、海外旅行保険「留学・ワーキングホリデー・駐在員プランパンフレット」の「海外旅行保険の概要」をお読みください。
4. ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。

海外旅行保険 歯科治療費用補償プラン

旅行目的：留学

保険期間6か月～1年用

旅行出発日2017年10月1日以降用

2017年10月改定版

歯科治療費用補償プラン

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。
当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

70歳～74歳^(※2)用プラン

ご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、129、130タイプをご選択ください。

ご契約タイプ		136	137	138
保険金額(ご契約金額)	傷 害 死 亡	1,000 万円	500 万円	500 万円
	傷 害 後 遺 障 害	1,000 万円	500 万円	500 万円
	疾 病 死 亡	500 万円	500 万円	—
	治 療 ・ 救 援 費 用	無制限 ^{※1}	無制限 ^{※1}	無制限 ^{※1}
	個 人 賠 償 責 任 (長期契約用)	5,000 万円	5,000 万円	5,000 万円
	生 活 用 動 産 (長期契約用)	60 万円	50 万円	40 万円
	歯 科 治 療 費 用	10 万円	10 万円	10 万円
保険期間(保険のご契約期間)／合計保険料	6か月	211,990 円	208,720 円	204,800 円
	7か月まで	248,840 円	245,070 円	240,520 円
	8か月まで	288,950 円	284,680 円	279,490 円
	9か月まで	327,710 円	322,950 円	317,100 円
	10か月まで	366,200 円	360,930 円	354,430 円
	11か月まで	404,720 円	398,960 円	391,810 円
	1年まで	443,600 円	437,340 円	429,550 円



- ※1 無制限：治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救援費用を終身補償するものではありません。
- ※2 保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です。



1. 「個人賠償責任(長期契約用)」、「生活用動産(長期契約用)」の自己負担額は0円です。
2. お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有する場合があります。
3. ご契約の際は、海外旅行保険「留学・ワーキングホリデー・駐在員プランパンフレット」の「海外旅行保険の概要」をお読みください。
4. 75歳以上^{※2}の方は上記プランにはお申込みいただけませんので別途お問い合わせください。
5. ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。

歯科治療費用の概要



ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
歯科治療費用	海外旅行中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始した場合	被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額に縮小割合(50%)を乗じた額をお支払いします。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内の支払いの限度とします。また、歯科治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。 ①歯科医師の診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用 日本国内で歯科治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	次のいずれかによって生じた費用 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●戦争、革命などの事変 ●核燃料物質による事故または放射能汚染 ●被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ●歯科治療を伴わない検査 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。

◆「海外旅行中」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。

引受保険会社

取扱代理店



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10

晴海アイランドトリートメントスクエア オフィスタワーX 16階

http://www.jihoken.co.jp (「よくあるご質問」も掲載しています)

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)